

保護者各位

大田区教育委員会

児童へのモバイルルーター貸与について

日頃より、本区の教育活動に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

本区では、児童用タブレット端末の1人1台運用が開始されます。運用にあたり、インターネット環境が無い御家庭のお子様向けに、モバイルルーターの貸与を実施します。

保護者の皆様におかれましては、何卒、本事業の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 貸与対象

第4学年から第6学年の児童のうち、インターネット環境が無い御家庭の児童

※第1学年から第3学年の児童については、令和3年6月から貸与予定です。

2 申請手続き

- (1) 学校が「学校タブレット端末・モバイルルーター貸与申請書」を保護者に配布します。
- (2) 保護者が必要事項を申請書に記入し、保護者又は児童を通し所属学校に持参して申請をします。
- (3) 学校は申請書の記載内容を確認し、小学校端末貸出マニュアル、モバイルルーターを貸与します。

3 貸与期間

入学（転入）時から卒業（転出）時までの予定

※運用方針の変更に伴い、貸与期間が変更される場合があります。

4 その他

- (1) 既にインターネット環境が御家庭にある場合は、モバイルルーターの貸与対象となりません。
- (2) モバイルルーターの貸与は、1世帯につき1台とします。
- (3) 貸与したモバイルルーターの充電等にかかる電気代は、各御家庭負担となります。
- (4) 御家庭のルーターとタブレットを有線接続することで、インターネット接続を可能にする USB_LAN アダプターが必要な場合は、学校へ御申し出ください。
- (5) 貸与品の破損、故障等が発生した場合には、速やかに学校まで御連絡ください。
- (6) 御家庭にインターネット環境があるにも関わらず、虚偽の申請が発覚した場合は、通信費を請求する場合があります。

○問い合わせ先

< ICT 機器の配備について > 大田区教育委員会学務課 電話 03-5744-1432

< ICT 機器の活用について > 大田区教育委員会指導課 電話 03-5744-1435